

2 0 1 7 年 ( 平 成 2 9 年 ) 6 月 8 日

公益財団法人藤沢市まちづくり協会  
理事長 遠藤 主計 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について ( 答 申 )

2 0 1 7 年 ( 平 成 2 9 年 ) 5 月 2 3 日 付 け で 諮 問 ( 第 8 5 4 号 ) さ れ た 自 転 車 等 駐 車 場 運 営 業 務 に 係 る 個 人 情 報 を 目 的 外 に 提 供 す る 事 及 び 目 的 外 に 提 供 す る 事 に 伴 う 本 人 通 知 の 省 略 に つ い て 次 の と お り 答 申 し ま す 。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢北警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、長後駅西口自転車等駐車場の契約利用者に係る情報の照会がなされた。

契約利用者に係る情報は個人情報であり、刑事訴訟法第197条第2項の規定は当該個人情報を目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢北警察署司法警察員に契約利用者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

定期利用の有無，契約年月日，契約者の情報，出入庫記録及び定期利用カード番号

なお，「その他利用者について判明する事項」として把握している個人情報はない。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢北警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は，「捜査について，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体・その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われたものであり，受け取った情報についても守秘義務が課せられている。

(1) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢北警察署司法警察員に問い合わせたところ，「捜査内容の詳細については回答できないが，4月29日午後11時から4月30日午前0時に長後駅周辺で連続で起きた窃盗事件の捜査のためであり，移動手段に自転車を利用していたこと，また，捜査対象者が長後駅西口自転車等駐車場の定期契約者である可能性があるため情報を得たい」とのことであった。

本件の目的外提供する個人情報は，他の代替手段が想定し難いものであることから，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案し，検討した結果，目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 目的外に提供することに伴い本人通知を省略する必要性について

個人情報を目的外に提供する場合，本来は当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件に係る目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認していることから，本件に係る本人通知を省略する合理的理由があると判断したものである。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

(4) 目的外に提供する時期

2017年（平成29年）6月9日以降

(5) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

#### (1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われたものであり、本件照会の具体的必要性については、4月29日午後11時から4月30日午前0時に長後駅周辺で連続で起きた窃盗事件の捜査のためであり、移動手段に自転車を利用していたこと、また、捜査対象者が長後駅西口自転車等駐車場の定期契約者である可能性があるため情報を得たい、とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

ただし、回答書中、生年月日については捜査事項照会書の内容をそのまま転記しているとのことだが、実施機関では把握していないとのことなので削り、回答書にあわせて諮問理由書中「目的外に提供する個人情報」に氏名、住所及び電話番号を加えること、また、照会事項の1つである「出入庫記録」について、契約日から現在までの分が求められているため、その必要性について確認し、必要な範囲に限定して提供することを条件とする。

#### (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、当該画像データで確認される個人を、照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定できないことに加え、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上